

月刊ハローワーク通信



ハローワーク秋田のイベント・情報などを紹介する広報紙です

« 2026.1月号 »

発行: 〒010-0065 秋田市茨島1-12-16

ハローワーク秋田(電話018-864-4111)

当所へ電話でお問い合わせの際は、部門コード(問い合わせ先右端の【】内)を押してください。

ハローワーク秋田の各種情報はこちら



転職を検討している方注意／

お問い合わせ先

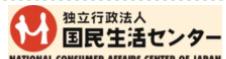
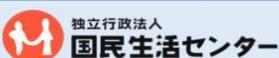
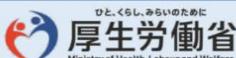
ハローワーク秋田 雇用保険給付課 【11#】

失業保険の金額・期間を増やす? 申請サポートに注意!



- ✓ 「〇〇万円受け取れる」などの期待を持たせる広告に注意！
- ✓ 契約前にサービス内容などを慎重に検討しましょう！
- ✓ 不正受給を促すような助言には絶対にのらないで！
- ✓ 契約で不安を感じたら 188 に相談！
- ✓ 失業保険のことはハローワークに相談！

※お近くのハローワークの連絡先は厚生労働省のサイトで確認できます：アクセスはこちらから
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyouhou_roudou/koyou/hellowork.html



本文へ

採用情報

注目情報

相談事例

相談・紛争解決

研修・相談員資格

研修施設

ライ

現在の位置: トップページ > 注目情報 > 発表情報 > 失業保険の給付額等を増やすことができるうう申請サポートに注意も！ -

【2025年12月3日:公表】

失業保険の給付額等を増やすことができるうう申請サポートに注意も！ - 不正受給を促すかのようなケースも！ -

*詳細な内容につきましては、本ページの最後にある「報告書本文[PDF形式]」をご覧ください。

雇用保険制度に基づく失業等給付(一般に「失業保険」や「失業手当」、「失業給付」、「退職給付金」などと呼ばれることがある。以下「失業保険」という。)は、仕事を失った人が生活を維持しながら再就職を目指すための公的支援制度です。ハローワーク(公共職業安定所)で申請を行い、条件を満たせば受給することができます。給付額や期間は、退職理由や勤務年数などにより異なります。

全国の消費生活センター等には、「失業保険の受給額や受給期間が増える」とうう申請サポートに関する相談が寄せられています。主な内容としては、①申請サポートを依頼すれば受給額が増えると期待したが、実際には増えなかった、②途中で解約を希望したが、事業者が認めなかったり、違約金を請求された、③うつ病などのメンタルの不調はないにもかかわらず、指定のクリニックで受診するよう指示されるなど、不正受給を促すかのような誘導をされた、とする相談が目立っています。

相談事例

- ・失業保険の申請サポート契約をしたが、事業者が言っていたような給付金がもらえなかつたので、サポート費用を支払いたくない。

・失業保険の申請支援をうたう事業者と契約した後、解約を申し出たら高額な違約金を請求された。

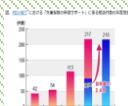
・失業保険のサポートをうたう事業者と契約したが、うつ病と診断されるためのマニュアルが送られてきた。詐欺にならないか不安。

相談事例からみる問題点

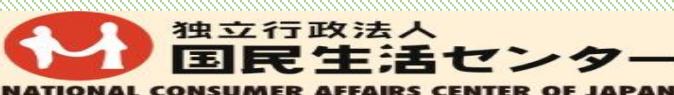
- ・広告や勧誘に、過度な期待や誤解を招く表現が用いられていることがある。
- ・契約後に解約を求めて、高額な違約金を請求されたり、解約を拒絶されることがある。
- ・不正受給を促すかのような申請サポートになっているケースがある。

消費者へのアドバイス

- ・失業保険はあくまでも行政機関による審査で決定されるものであり、給付が保証されているわけではありません。過度に期待を持たせるような広告には気をつけましょう。
- ・契約前に、サービス内容が支払う金額に見合っているか、解約条件はどうなっているかなどについて、慎重に確認することが大切です。
- ・給付を増やすために事実ではない内容で申請すると不正受給となり、申請者本人が責任を問われることになります。事業者から事実ではない内容での申請を勧められても、絶対に応じないようにしましょう。
- ・事業者との契約に関して不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。



相談件数は前年の2.4倍



秋田ワークワローハ

三会社説明会スケジュール

会場：八口ワーク秋田 2階小会議室
時間：9時30分開始（11時終了）
毎週火曜日・木曜日 開催



Instagram
→→→

Twitter
→→→

テレジン社ノレステシジ：シテジンテル

明工二大電機株式会社

15日(木)

- ★株式会社 ハイタルケア ハイタルケア秋田
- ★株式会社 秀和
- ★株式会社 ハルメク・ビジネスソリューションズ
- ★株式会社 ブレステージ・ヒューマンソリューションズ

22日(木)

★社会福祉法人 翼友会 ショートステイみさご
★社会福祉法人 秋田聖徳会

秋田労働局HP
秋田労働局HPでも確認できます！

★アカサ生徒保護株式会社秋田営業所

※29日（木）の開催はありません

秋田労働局HP

QRコード
ミニ会社説明会スケジュールは
秋田労働局HPでも確認できます！

気軽に求人事業所の方と情報交換できる機会です！

ヨーワーク秋田
日程表

二三題解説

ローラートレーニングは、再就職の実現に当たつて必要となる知識・技能を習得するための研修会講習です。

公共職業訓練

開始	訓練科	募集期間	訓練期間	定員	訓練実施施設	チラシ
	滑接ワラフト科		2/3-7/30	12		
	住宅リフォームデザイン科 （ビジュアルスキル講習会）	11/26-12/24		15	ボリテクセンター秋田 （秋田市庄王）	
	電気設備工シンニア科 （工具・工具実習・クイズスケッチ講習会）		2/3-8/28	13		
2月	NEW パソコン初級科	12/19-1/19	2/13-5/18	20	コンティスクール 本校 （秋田市昭北）	準備中

主に雇用保険を受給できない方（支給終了となつた方も含む）が対象の訓練です。雇用保険を受給している方も受講可能です。

開始	訓練科	募集期間	訓練期間	定員	訓練実施施設	チラシ
1月 募集期間延長	動画・A.I.が学べる Webマークタ-養成科	11/20-1/5	1/30-7/29	15	ママファミ (秋田市田所野)	
	ビジネス不動産科	11/21-12/22	1/16-5/15	15	日産学院秋田校 (秋田市中通)	
2月 NEW	Web制作技術者養成科	11/27-12/23	1/16-6/15	15	トライバーナツ 本校 (秋田市田北)	
	介護職員初任者研修科	12/15-1/15	2/10-4/9	15	秋田県人材支援事業 協同組合 (秋田市吉内)	
3月 NEW	OA経理事務科	12/22-2/2	3/3-6/2	15	OAステーション秋田校 (秋田市東)	

申請用紙前にキャラクターサンサルティングを受け、ジョブ・カード作成が必要な場合もあります。詳細については、訓練担当窓口でご相談ください。

事業主の皆さんへ

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 企画部門 【32#】



キャリアアップ助成金?

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化、待遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

正社員化コース

就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成します。

1 支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

対象者・企業規模	正社員化前雇用形態	
	有期雇用労働者	無期雇用労働者
重点支援対象者(※)	中小企業	80万円 (40万円×2期)
	大企業	60万円 (30万円×2期)
上記以外	中小企業	40万円 (40万円×1期)
	大企業	30万円 (30万円×1期)

※ 1年度1事業所当たりの支給申請上限人数20名

※ 重点支援対象者とは、a~cのいずれかに該当する者

a: 雇入れから3年以上の有期雇用労働者

b: 雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者

①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が合計1年以下

②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない

c: 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者

※ 雇用された期間が通常5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなします

2 加算額 1事業所当たりの加算額は以下のとおりです。

※ 1事業所当たり1回のみ

措置内容	加算額
① 正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合 (1事業所当たり1回のみ)	20万円 (大企業15万円)
② 多様な正社員制度(※)を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合 (1事業所当たり1回のみ) ※ 勤務地規定、職務規定、短時間正社員いずれか1つ以上の制度	40万円 (大企業30万円)

※ 1年度1事業所当たりの支給申請上限人数100名

1 支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模	賃金引き上げ率	3%以上4%未満	4%以上5%未満	5%以上6%未満	6%以上
中小企業	4万円	5万円	6.5万円	7万円	
大企業	2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円	

※ 1事業所当たり1回のみ

2 加算額 1事業所当たりの助成額は以下のとおりです。

措置内容	加算額
職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合	20万円 (大企業15万円)
有期雇用労働者等に適用される昇給制度を新たに規定した場合	20万円 (大企業15万円)

社会保険適用時待遇改善コース

雇用する短時間労働者に、以下のいずれかの取り組みを講じた場合に助成します。

- 新たに社会保険の被保険者要件を満たし、その被保険者となった際に、賃金総額を増加させる取り組み (手当支給・賃上げ・労働時間延長)を行った場合
- 週の所定労働時間を4時間以上延長する等を実施し、これにより当該労働者が社会保険の被保険者要件を満たし、その被保険者となった場合

支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。※ 令和8年3月31日までの暫定措置。

(1) 手当等支給メニュー

企業規模	① 1年目の取組	② 2年目の取組	③ 3年目の取組
中小企業	40万円 (10万円×4期)		10万円
大企業	30万円 (7.5万円×4期)		7.5万円

①、②: 労働者負担分の社会保険料相当額 (標準報酬月額等の15%以上)

③: 基本給の総支給額の18%以上増額 (賃上げ等、労働時間延長あるいはその両方による増額)

(2) 労働時間延長メニュー

企業規模	延長時間	4時間以上	3時間以上4時間未満	2時間以上3時間未満	1時間以上2時間未満
	賃金引き上げ率	-	5%以上	10%以上	15%以上
中小企業				30万円	
大企業				22.5万円	

※社会保険加入後、1年目に(1)①、2年目に(2)の取組を行った場合も助成(最大50万円)。

事業所へ訪問します

社会保険適用時待遇改善コースは3月31日までの暫定措置です
で、ご検討している事業所へは訪問して相談に応じております。

申込期間:令和8年1月5日~1月15日

ハイブリッド開催(オンライン及び対面説明を同時開催)

参加無料

秋田労働局 助成金説明会【賃上げに活用できる助成金制度の説明です】

①第1回開催:令和8年1月20日(火)13時半~15時

②第2回開催:令和8年1月21日(水)10時半~12時

※各回とも以下により開催

同一内容で2回開催します

【Zoomによるオンライン説明】.....先着90社

※受講で必要なPC等端末及び通信料は受講者の負担となります。

※各社接続するPC等端末は1台までです。ご協力ください。

【対面実施会場】秋田労働局職業安定部7階会議室.....先着10社

(秋田市山王3丁目1番7号 東カンビル)

※オンラインをご希望しない場合は対面実施会場をご利用ください。

※無料の駐車場がございませんので、お車でお越しの際は近隣の有料駐車場をご利用ください。

①13:30~13:35

(2)業務改善助成金

②10:30~10:35

①13:55~14:20

(3)キャリアアップ助成金

②10:55~11:20

①14:20~14:35

(4)賃上げ緊急支援金

②11:20~11:35

①13:30~13:35 (1)開催趣旨

②10:30~10:35 本日の流れ説明

生産性向上に資する設備投資等を行い、一定額以上の賃金を引き上げた場合に、設備投資などの費用の一部を助成

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の賃金規定等を増額改定し、その規定を適用した場合に助成

秋田県賃上げ緊急支援事業 時給1,000円以下の従業員の賃金を1,031円以上に引き上げた場合に助成

①14:35~15:00

(5)質疑・応答

②11:35~12:00

【参加申込み方法】下記のURL(秋田労働局ホームページ)からお申し込みください。

受講希望日を選択すると予約フォームが表示されますので、必要事項を登録していただければ、参加いただくのに必要な「ミーティングID」「パスコード」が自動送信されます(定員数に達した次第、申込み受付終了となります)。

https://jsite.mhlw.go.jp/akita-rooudoukyoku/newpage_02775.html

【お問合せ先】秋田労働局職業安定部訓練課 ☎018-883-0006



ハローワーク秋田 雇用の動き(令和7年11月)

概況(全数)

○有効求人倍率は、1.33倍と前年同月比で0.13ポイント低下。

1 求人の動向

○新規求人数は、2,315人と前年同月比で10.2%減少。

- ・宿泊業、飲食サービス業、運輸業、郵便業等で増加。
- ・情報通信業、製造業、建設業、サービス業等で減少。

○有効求人数は、7,643人と前年同月比で2.7%減少。

2 求職者の動向

○新規求職者数は、1,073人と前年同月比で1.1%減少。

- ・フルタイム求職者が2.9%増加、パート求職者は7.9%減少。
- ・事業主都合離職者(常用)が7か月ぶりに減少。

○有効求職者数は、5,736人と前年同月比で6.7%増加。

- ・雇用保険受給者実人員が6か月連続で増加。

【主な産業の新規求人数】

主な産業	求人数	前年同月比	
		増減率(%)	増減数(人)
D建設業	197	▲ 23.9	▲ 62
E製造業	91	▲ 29.5	▲ 38
G情報通信業	17	▲ 55.3	▲ 21
H運輸業、郵便業	111	0.9	1
I卸売業、小売業	451	▲ 2.8	▲ 13
J金融業、保険業	27	▲ 3.6	▲ 1
M宿泊業、飲食サービス業	176	8.6	14
P医療、福祉	513	▲ 0.6	▲ 3
Rサービス業(他に分類されないもの)	447	▲ 21.4	▲ 122
S-T 公務、その他	87	26.1	18
全産業合計	2,315	▲ 10.2	▲ 264

【新規求職者の態様別状況(常用)】

項目	区分	態様別計	在職者	離職者	うち事業主都合	うち自己都合	うち自営その他	無業者
			1,037	390	541	146	358	
新規求職者数(常用)			1,037	390	541	146	358	13
前年同月比	増減率(%)		▲ 1.4	2.9	▲ 2.9	▲ 2.0	▲ 3.5	18.2 ▲ 8.6
月比	増減数(件数)		▲ 15	11	▲ 16	▲ 3	▲ 13	2 ▲ 10

■有効求人倍率(全数)の推移

